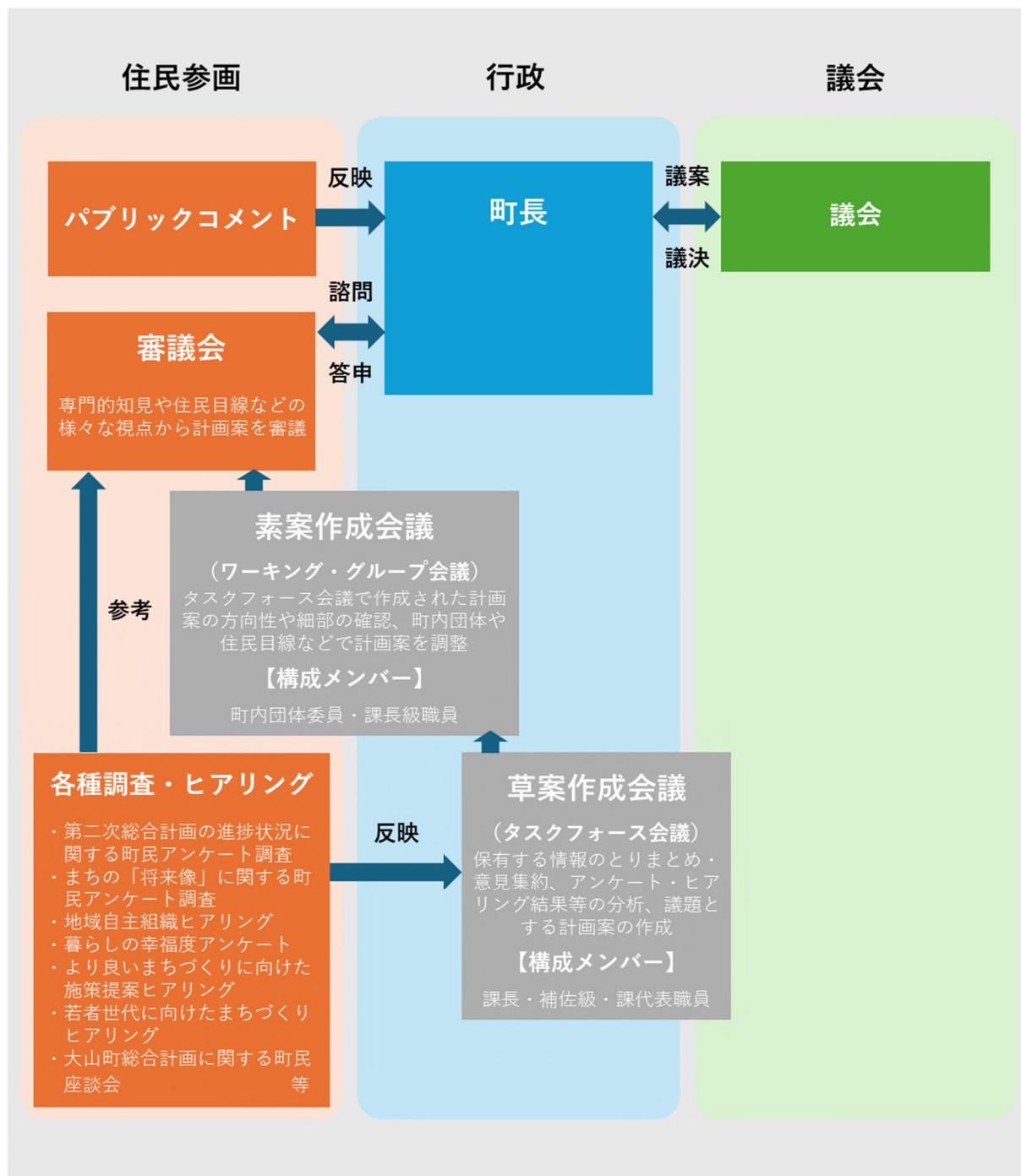


資料編

- ・ 第三次大山町総合計画策定の体制
- ・ 第三次大山町総合計画策定の経過
- ・ 大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議
- ・ 大山町総合計画審議会
- ・ 大山町総合計画条例
- ・ 大山町総合計画審議会条例
- ・ 諮問書（第三次大山町総合計画基本構想・基本計画(案)について（諮問））
- ・ 答申書（第三次大山町総合計画基本構想について（中間答申））
- ・ 答申書（第三次大山町総合計画基本計画について（最終答申））
- ・ 関連計画の概要一覧

・第三次大山町総合計画策定の体制



・第三次大山町総合計画策定の経過

令和6年(2024年)		
日程	会議名等	内容
5月2日 ～5月31日	大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の進捗状況に関する行政担当課による評価	・大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の取組に対して、進捗評価を実施し、第三次大山町総合計画(案)の検討に活用
5月13日 ～6月10日	大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の進捗状況に関する町民アンケート調査	・大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の取組に対して、進捗評価を得て、第三次大山町総合計画(案)の検討に活用 ・調査対象1,900人、回収数631票、回収率33.21%
7月17日	令和6年度第1回大山町総合計画審議	・委員委嘱、会長及び副会長選出 ・諮問(第三次大山町総合計画について) ・第三次大山町総合計画に係る策定方針(案) ・大山町未来づくり10年プランの進捗状況調査結果
7月29日 ～8月23日	大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の進捗状況に関する第二次大山町総合計画素案策定委員(大山未来会議)アンケート調査	・大山町未来づくり10年プラン(第二次大山町総合計画)の取組に対して、進捗評価を得て、第三次大山町総合計画(案)の検討に活用 ・調査対象65人、回収数22票、回収率33.84%
8月6日	令和6年度第1回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・第三次大山町総合計画の概要と策定方針 ・計画策定における役割分担と作業
8月9日	令和6年度第1回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・第三次総合計画の策定方針の説明 ・第二次総合計画の進捗状況調査の報告
8月26日 ～9月25日	まちの「将来像」に関する町民アンケート調査	・住民の皆様が考える将来像(こうなってほしいまちの姿)を伺い、総合計画策定のための基礎資料に活用
11月12日	令和6年度第2回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・検討作業の確認 ・基本構想(草案)の検討
12月2日	令和6年度第2回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・第三次総合計画検討の進捗状況 ・基本構想(素案)の検討

令和7年(2025年)		
日程	会議名等	内容
1月15日	令和6年度第2回大山町総合計画審議	・大山町総合計画の検討状況 ・基本構想(案)の審議
2月20日 ～3月6日	地域自主組織ヒアリング	・基本構想(案)をもとにしたまちづくりの方向性に関する意見交換
2月28日	大山町総合計画に関する町民座談会	・テーマ「大山町総合計画とこれからのまちづくり」
2月28日 ～3月31日	暮らしの幸福度アンケート (令和6年度楽指数調査)	・町民の幸福感(Well-Being:町での呼称「楽指数」と暮らしやすさの調査

令和7年(2025年)		
日程	会議名等	内容
3月4日	令和6年度第3回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・検討作業の確認 ・基本構想(草案)の検討
3月11日	令和6年度第2回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・基本構想(素案)の検討
3月26日	令和6年度第3回大山町総合計画審議	・大山町総合計画の検討状況等 ・基本構想(案)の審議
4月1日	中間答申	・第三次大山町総合計画の「基本構想」について
4月8日 ～5月7日	パブリックコメント	・基本構想(案)に係るパブリックコメント ・意見及び提案者数4人、意見及び提案件数10件
5月8日	令和7年度第1回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・検討作業の確認
5月22日 5月23日	令和7年度第2回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・5つのグループに分かれて分科会開催 ・基本計画(草案)の検討
7月15日 ～7月25日	令和7年度第1回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・5つのグループに分かれて分科会開催 ・基本計画(素案)の検討
7月28日 ～8月4日	令和7年度第3回大山町総合計画草案作成タスクフォース会議	・5つのグループに分かれて分科会開催 ・基本計画(草案)の検討
8月20日	令和7年度第1回大山町総合計画審議	・委員委嘱、会長及び副会長選出 ・基本計画(案)の審議
8月22日 ～9月18日	より良いまちづくりに向けた施策提案ヒアリング /若者世代に向けたまちづくりヒアリング	・住民の皆様が日頃から感じている課題と解決策の提案、若者世代の価値観や考え方の違いを基本計画の参考とする
9月5日	令和7年度第2回大山町総合計画審議	・基本計画(案)について
9月22日 ～9月30日	令和7年度第2回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・5つのグループに分かれて分科会開催 ・基本計画(素案)の検討
10月14日	令和7年度第3回大山町総合計画審議	・より良いまちづくりに向けた施策提案ヒアリング結果 ・若者世代に向けたまちづくりヒアリング結果 ・基本計画(案)の審議
10月21日	令和7年度第4回大山町総合計画審議	・基本計画(案)の審議
10月28日	令和7年度第3回大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議	・基本計画(素案)の検討
11月14日	令和7年度第5回大山町総合計画審議	・基本計画(案)の審議
11月21日	最終答申	・第三次大山町総合計画の「基本計画」について
11月26日 ～12月25日	パブリックコメント	・基本計画(案)に係るパブリックコメント ・意見及び提案者数5人、意見及び提案件数9件
12月5日	大山町総合計画に関する住民説明会	・テーマ「第三次大山町総合計画」について

・大山町総合計画素案作成ワーキング・グループ会議



【令和6年度会議委員】

伊澤 大介	入澤 由美	山崎 拓司	田中 亜未	高橋 誠	足立 朋子
金田 尚紀	今出 恭子	杉谷 安也女	井上 和興	小倉 靖子	遠藤 幸子
大原 猛	岡田 貢	野口 博史	金田 茂之	池山 大司	深田 智子
永見 明	田中 真弓	加藤 貴子	諸遊 剛史	門脇 恵美子	桑本 英治
源光 靖	小倉 祥司	大前 満	井上 龍	西尾 秀道	

(敬称略)

【令和7年会議委員】

伊澤 大介	山崎 拓司	田中 亜未	高橋 誠	足立 朋子	金田 尚紀
杉谷 安也女	井上 和興	小倉 靖子	林原 明彦	遠藤 幸子	大原 猛
今出 恭子	岡田 貢	前田 周一	金田 茂之	池山 大司	深田 智子
田中 真弓	加藤 貴子	諸遊 剛史	末次 四郎	門脇 恵美子	桑本 英治
源光 靖	赤川 佳隆	大前 満	井上 龍	西尾 秀道	

(敬称略)

・大山町総合計画審議会



【令和6年度大山町総合計画審議会名簿】

山根 均	(会長)	松信 多榮子	(副会長)	
林田 徹	西田 菜々子	提嶋 真知子	清見 久夫	押村 行史
福留 茂樹	大許 和浩	藤田 裕利	足立 敏雄	松本 将治
陶山 友文	金田 結花	荒金 恵美子	菰田 レエ也	加藤 禎久
門脇 明子	本間 唯			

(敬称略)

【令和7年度大山町総合計画審議会名簿】

山根 均	(会長)	松信 多榮子	(副会長)	
林田 徹	西田 菜々子	提嶋 真知子	清見 久夫	押村 行史
福留 茂樹	佐々木 淳	杵村 義夫	足立 敏雄	松本 将治
陶山 友文	金田 結花	荒金 恵美子	菰田 レエ也	加藤 禎久
門脇 明子	本間 唯			

(敬称略)

・大山町総合計画条例

○大山町総合計画条例

平成25年6月28日

条例第27号

(趣旨)

第1条 総合的かつ計画的な町づくりを推進するため、総合計画を策定することとし、この条例に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画、実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町づくりの基本理念であり、将来構想と基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町づくりの基本的な計画であり、基本目標をふまえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町づくりの具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は基本構想を策定するにあたっては、大山町総合計画審議会条例(平成17年大山町条例第27号)第1条に規定する大山町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て基本構想を策定しようとする時は、議会の議決を経るものとする。

(準用)

第5条 第3条及び第4条の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 町長は、基本構想に基づき基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更した時は速やかにこれを公表するものとする。

(各種計画の策定等における原則)

第9条 町長は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の業務と関連する計画

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は平成25年7月1日から施行する。

・大山町総合計画審議会条例

○大山町総合計画審議会条例

平成17年3月28日
条例第27号

(設置)

第1条 町が策定する総合計画について調査審議するため、大山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

・ 諮問書（第三次大山町総合計画について(諮問)）



発大総戦第142号
令和6年7月17日

大山町総合計画審議会 会長 様

大山町長 竹口 大紀

第三次大山町総合計画について（諮問）

大山町総合計画条例第3条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第三次大山町総合計画に係る基本構想及び基本計画について

2 諮問理由

本町においては、平成28年4月から令和8年3月の10年間を計画期間とする「大山町未来づくり10年プラン（第二次大山町総合計画）」の策定から、約8年4か月が経過しました。計画の策定以降、基本構想に掲げる「楽しさ自給率の高いまちへ」の実現に向け、各種施策及び事業を通じて、計画の推進を図ってきました。

この間、計画策定時に予想されていた社会情勢の変化が、地域の生活によりいっそう大きく影響を与えはじめ、人口減少による生活利便性の低下、経済の縮小による雇用の減少、若年層の都市部への流出、甚大化する災害等、持続可能な行政運営を行っていく上で多くの課題がある中、さまざまな場面で、見方を変える、革新的なアイデアで変化をさせる、ということが求められています。

「大山町未来づくり10年プラン（第二次大山町総合計画）」が、令和7年度をもって終了することから、新町・大山町となり取り組んできたこれまでの歩みを踏まえつつ、社会情勢等の変化を的確に捉え、総合的かつ計画的な町づくりを推進するため、第三次大山町総合計画の策定にあたり、基本構想及び基本計画について、貴審議会に諮問し、意見を求めるものです。

・ 答申書（第三次大山町総合計画基本構想について(中間答申)）



令和7年4月1日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町総合計画審議会
会長 山根 均

第三次大山町総合計画の「基本構想」について（中間答申）

令和6年7月17日付発大総戦第142号で諮問のありました「第三次大山町総合計画」について、本審議会で慎重に審議した結果、「基本構想」を別冊のとおりまとめましたので、中間答申します。

審議においては、人口減少をはじめとするさまざまな社会情勢の変化があるなか、将来の予測が困難な時代にも安心して住み続けられる大山町、多様性に富む時代に魅力的で住みたいと思える大山町であるために、どのような基本構想とすべきか検討を重ねました。

第三次総合計画では、第一次総合計画の「大山の恵みを活かしたまちづくり」、第二次総合計画の「楽しさがまちにあふれる人が主役のまちづくり」という考えを引き継ぎながら発展させ、「わくわく楽しい未来につながるまち～人と人、人と自然が紡ぐまちの豊かさ～」という基本理念を掲げました。町民一人ひとりの生活の豊かさや心の豊かさが生まれて、安心して住み続けられる希望がわく（湧く）まち、魅力的で住みたいと思える活気がわく（湧く）まち、そのような「わくわく楽しい未来につながるまち」をめざすものです。

最終答申に向けては、この基本構想に基づき、目標に向けて取り組む施策や施策の主要指標などを示す基本計画について、さらに審議を進めます。

・ 答申書（第三次大山町総合計画基本計画について(最終答申)）



令和7年11月21日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町総合計画審議会
会長 山根 均

第三次大山町総合計画の「基本構想」について（中間答申）

令和6年7月17日付発大総戦第142号で諮問のありました「第三次大山町総合計画」について、令和7年4月1日付けで中間答申した「基本構想」に加え、本審議会で慎重に審議した結果、「基本計画」を別冊のとおりまとめましたので、最終答申します。

審議においては、人口減少等の社会情勢による昨今の町民生活等の変化を踏まえつつ、めざすまちの将来像の実現に向けて、施策の審議を重ねました。

各施策の実施にあたっては、本審議会の意見等を十分に尊重されるとともに、町民等との情報共有、町民等の参加及び協働の推進を図りながら、「わくわく楽しい未来につながるまち」の実現に努められますよう要望いたします。

・関連計画の概要一覧

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
01, 02 03, 04 05, 06	63, 65 67, 69 71, 73	大山町教育振興基本計画	中長期的に取り組むべき大山町の教育課題やめざすべき姿の共通認識とその解決や実現に向けた取り組みの方向性を示すものであり、本計画では、町の基本理念を示し、基本目標は、鳥取県が策定された「鳥取県教育振興基本計画」の目標のもとに施策を展開することで、町教育行政の推進を図る。
03	67	大山町スポーツ推進計画	誰もが生涯にわたって様々な形でスポーツに関わり親しむこと、スポーツに親しみやすい環境の整備・充実を図ることで、スポーツという側面から地域活性化をめざす。
05	71	史跡大山寺旧境内保存活用計画	大山寺旧境内が有する価値や課題を明らかにし、貴重な文化遺産として後世に伝えていくための保存管理・活用等の方針を定める。
05	71	史跡大山寺旧境内整備基本計画	史跡大山寺旧境内について、保存活用計画で示した史跡の本質的価値や構成要素、課題等や各種方針に基づき、現時点の調査研究状況、保存目的及び活用目的での整備状況を精査し、史跡の保存・活用に資するための具体的な事業計画を示す。
05	71	大山町所子伝統的建造物群保存地区保存計画	町民の創意と発意を尊重し、町民と行政との互いの協力により、大山町所子の歴史と伝統により築き上げられた伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を、町民共有の財産として保存するとともに文化的環境の維持と町民の生活環境の向上に資することを目的とする。
06	73	大山町子どもの読書活動推進計画	本町の子どもたちが読書習慣を身に付けていけるよう、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を明確にしながらか一層連携を図り、社会全体として読書環境を整備し、子どもの自主的な読書活動の推進を図る。
07	77	地域計画	農業者や地域の皆さんとの話し合いにより、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を利用していくのかを明確にし、農地の集約・集積を図る。
07	77	大山町農業振興地域整備計画	農業振興のための方針と具体的な施策を定めたもので、将来にわたって農業利用を確保すべき優良農地を「農用地域」として定め、計画的な農業生産基盤の整備や農家生活環境の整備などを図る。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
07	77	大山町農業経営基盤強化促進基本構想	農業経営基盤強化促進法に基づき県が作成する「基本方針」に即して、それぞれの市町村が地域の実情を踏まえて作成するもので、当町において効率的かつ安定的な農業経営を図ることを目標として、農業経営の指標などを定めている。
07	77	農地等の利用の最適化の推進に関する指針	地域の特性を活かした活力ある農業・農村を築くため、担い手への農地利用の集積・集約化を進め、遊休農地の発生防止・解消に努め、農業への新規参入の促進を図り、農地利用の最適化を図る。
07	77	大山町酪農・肉用牛生産近代化計画書	本町畜産業(酪農・肉用牛)の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を図る。
07	77	大山町鳥獣被害防止計画	本町において鳥獣被害対策を総合的に取り組むことで、鳥獣による農作物被害の低減を図り、農林水産業発展と農山漁村の振興に寄与する。
07	77	大山町ヌートリア・アライグマ防除実施計画書	本町において農作物被害をもたらすヌートリア・アライグマを外来生物法に基づき、地域ぐるみの防除を実施することで、完全排除を図る。
07	77	大山町森林整備計画	民有林を対象として、大山町の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業、森林の保護等の規範を示すなど、地域の適切な森林整備を推進する。
07	77	特定間伐等促進計画	森林の二酸化炭素吸収作用の保全・強化を図るため、間伐や造林を促進する。
07	77	大山町農業の有する多面的機能の発揮に関する計画	農地の保全、水源涵養、景観形成などの農業が果たす公益的な役割を地域住民が協力し合うことで維持・発揮する。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
09	81	大山町観光戦略	「大山の環境に配慮し、大山の資源を活かしたアクティビティが楽しめる持続可能な観光地域づくり」をテーマに地域課題の解決や地域の価値を高める視点を併せ持ちながら、山から海まで一度に楽しめるロケーションと自然・文化歴史・食を体感できる持続可能な観光地域をめざす。
09	81	大山寺地区上質化推進基本計画	国立公園大山の玄関口である大山寺地区のまちなみの景観改善とインバウンド客の受け入れ態勢整備を主に、取り組みの方向性に定める事業を実施することで、来訪者の満足度向上を図る。
09	81	大山町観光施設事業経営戦略	本町の観光振興の拠点として、なくてはならない重要な地域資源である索道事業（スキー場運営）について、経営状況や施設の更新計画を考慮し、持続可能で地域貢献度の高い運営形態の確立を図るため、指定管理者制度のもと適切な管理運営を進める。
09	81	(先端設備等) 導入促進基本計画	町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援する。
12	89	大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画	誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実を図り、「地域でつながり支えあう健康と福祉のまちづくり」の実現をめざす。
12	89	大山町障がい者プラン（第3期障害児福祉計画）	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、さらに達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
12	89	大山町子ども・子育て支援事業計画	地域全体で子ども・子育てを支援するという支え合いの仕組みを構築するため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める。
13	91	大山町国民健康保険事業計画(データヘルス計画)	医療費データや健診情報等のデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業の実施・評価を行うために策定し、健康寿命の延伸、医療費の適正化をめざす。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
13	91	大山町特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険者（市町村）が策定を義務付けられた計画であり、効率的・効果的に特定健診・特定保健指導を実施するために必要な事項を盛り込んでいる。
13	91	大山町自死対策計画	自殺対策基本法の規定に基づく「自殺総合対策大綱」や、大山町の実情を踏まえて、誰もが自死に追い込まれることなく、心身ともに安心・安全を実感できる大山町の実現をめざす。
13	91	大山町新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき計画を作成し、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立する。
13	91	大山町国民健康保険事業計画	将来にわたって安心して医療を受けられる持続可能な制度として国民健康保険を維持していくため、制度の適正な運用と財政基盤の強化を図り、安定的な事業運営の実現をめざすとともに、被保険者の健康維持・増進の取り組み強化を図る。
13	91	大山町国民健康保険診療所運営計画	名和診療所、大山診療所、大山口診療所の3つの国民健康保険診療所のめざすべき姿を示し、経営効率化の取り組み等を実践し、地域の主治医として継続して良質な医療提供をめざす。
15, 16	95, 97	大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画	誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実を図り、「地域でつながり支えあう健康と福祉のまちづくり」の実現をめざす。
15, 16	95, 97	大山町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	地域共生社会の実現に向けて、生活支援・介護予防の推進と基盤整備、総合的な認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の強化、地域包括ケアシステムの深化を進める。
16	97	大山町障がい者プラン(第7期障害福祉計画)	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、さらに達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
16	97	大山町障がい者プラン(第3期大山町障害者計画)	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、さらに達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
16	97	大山町障がい者プラン(第3期障害児福祉計画)	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、さらに達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
17	99	大山町人権施策総合計画	あらゆる人権課題の解消、人権問題にかかる差別や誹謗中傷の一日も早い解決、町民一人ひとりの人権が保障されるまちづくりをめざして、人権意識の高揚や人権尊重の取り組みを推進する。
17	99	大山町再犯防止推進計画	立ち直りに多くの困難を抱える犯罪を犯した者等の円滑な社会復帰を支援し、犯罪や非行が起きにくい地域づくりを進める。
18	101	大山誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)	「性別にとらわれることなく、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく生きる社会」を目標とし、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成を図る。
18	101	女性活躍推進法に基づく大山町特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、大山町、大山町議会、大山町教育委員会、大山町農業委員会が策定する計画で、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。
19	103	地域住宅計画Ⅲ期	子育て世帯、新婚世帯等地域における居住の安定、特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から、定住促進に資する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
20	105	大山町空家等対策計画	現在空家に関する諸問題について、空家が放置されて管理不全空家になることを未然に防ぐための方策、特定空家等・危険家屋等に対する措置等、空家を原因とした防災・防犯・安全・環境・景観保全への悪影響を解消することにより、安心・安全な生活環境を維持する。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
21	107	個別施設（舗装）修繕計画	幹線道路等の補修の現状は、重要度及び交通量等を勘案して、老朽化が著しい場所から順次修繕を実施している状況となっており、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト削減をめざす。
23	111	大山町下水道ストックマネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
23	111	大山町下水道事業経営戦略	人口減少や施設の老朽化などの経営環境の変化に対応し、将来にわたっても下水道事業サービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の方針を示し、経営基盤の強化を図る。
23	111	大山町水道事業ビジョン	厚生労働省の新水道事業ビジョンで定められた安全、強靱、持続を目標とする水道施設を実現するため、具体的な整備計画を立案するとともに、当該整備を実施した場合の将来財政状況を明らかにし、経営持続可能な投資計画を策定する。
23	111	大山町生活排水処理基本計画	町内の生活排水の処理の方法について、公共下水道、農業集落排水事業による処理のほか、分散している地域については浄化槽による処理を行うなど、町全体の整備方針を策定する。
25	115	大山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	廃棄物の発生抑制、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り、循環型社会の形成を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、住民の健康で快適な生活の確保をめざす。
25	115	大山町災害廃棄物処理計画	大規模な災害に伴い発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、体制整備等の平時の備えや災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめる。
25	115	一般廃棄物処理実施計画	廃棄物の減量のための具体的な方策や収集、処分方法等について定め、一般廃棄物処理基本計画において設定した廃棄物の発生抑制、排出量の削減、資源ごみのリサイクルの増進等の目標達成をめざす。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
26	117	大山町地域防災計画	町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、本町の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的に推進によって、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る。
26	117	大山町水防計画	水防法の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、本町における洪水又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図ることを目的とする。
26	117	大山町国民保護計画	万一の大規模なテロ（緊急処理事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、大山町内にいる全ての人を保護するため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。
26	117	大山町耐震改修促進計画	耐震改修促進法第の規定に基づき、震災における被害から、町民の生命・財産を保護し生活環境の保全に資するため、建築物の計画的な耐震化（耐震診断及び耐震改修）を促進する。
26	117	大山町BCP（業務継続計画）	災害時優先業務を実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源の確保・配分や必要な対策を定め、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り、災害時における被害、特に人的被害を最小限にとどめる。
27	121	第7次国土調査10ヵ年計画	国土の開発・保全やその利用の高度化を図り、国民経済の健全な発展に寄与するため、第7次計画では、調査対象地域全体での進捗率を令和元年度末の52%から令和11年度末には57%とすることを目標としている。
29	125	大山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	電気使用量と灯油・重油・ガソリン等の燃料使用量の削減及び再生可能エネルギーの活用に重点的に取り組み、2030年度（目標年度）における温室効果ガスの排出量を2018年度（基準年度）比で50%削減をめざし、地球環境の保全を図る。
30	127	大山町アウトドアライフ構想	日本海から大山山頂までの豊かな自然環境と、そのもとで育まれた文化・歴史・食などの資源を再認識し、大山の恵みとの共生が図られるライフスタイルを構築することで持続可能な地域の実現をめざす。

施策番号	頁番号	関連計画名	計画の概要
30	127	大山町自転車活用推進計画	自転車が日常的な移動手段であるほか「環境・暮らし」、「スポーツ・健康」、「観光・地域振興」などの様々な側面から、その多様な利用価値に注目し、本町における自転車の活用による地域の活性化を図る。
考え方4	140	大山町ひと・暮らし・しごと創生総合戦略	人口減少によって地域社会の維持が困難になることが懸念される中、少ない人口でも活気にあふれ、一人ひとりが自分らしく暮らしていけるまちづくりにつなげるため、社会情勢の変化に柔軟に対応し、時代の流れをとらえた施策を行い、人口減少の速度を緩やかにすることをめざす。
考え方4	140	大山町ひと・暮らし・しごと創生推進計画	地域経済の活性化、雇用機会の創出、地域活力の再生に向けて、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による支援措置を活用し、企業の寄附を通じて地方創生プロジェクトを推進し、地域と企業の共創によるまちの活性化を図る。
考え方4	140	大山町公共施設等総合管理計画	現状の公共施設等の実態を適切に把握し、将来生じるであろう改修や更新に係る経費を予測し、次世代に引き継ぐことができる公共施設等の在り方など運営方針を示す。
考え方4	140	大山町公共施設個別再配置施設計画	公共施設の管理状況調査や劣化診断などにより公共施設の現状と課題を分析し、評価指標や判断基準に基づき施設毎に存続、転用、集約、廃止など、施設配置の最適化に関する検討と今後の方針を具体的に示す。
考え方4	140	大山町公共施設長寿命化計画	公共施設個別再配置計画において、特に予防保全の考え方を取り入れた維持管理を行う必要がある施設について、長寿命化によるライフサイクルコストの削減状況を把握するとともに、今後30年間にわたる年次別の維持管理・更新費用を試算し、費用の平準化に向けた方針を示す。
考え方4	140	大山町公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画	大山町が所有し、または管理する公共施設及び町道その他のインフラについて、バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業のほか、バリアフリー基準適合化事業並びにユニバーサルデザイン化事業を推進する。
考え方4	140	大山町過疎地域持続的発展計画	鳥取県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域である本町の持続的発展のために実施すべき施策を本計画に記し、過疎対策事業債の対象事業を通じて、人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正などを図る。

第三次大山町総合計画

発行 令和8年3月

発行者 大山町

編集 大山町総合戦略課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

TEL : 0859-54-5203

FAX : 0859-54-2702



大山町役場

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

TEL : 0859-54-3111 FAX : 0859-54-2702

大山町ホームページ <https://www.daisen.jp/>